

## よくある質問（県民向け）

**Q：医療機関で検査を受けた日に陽性の確定診断を受けた場合、その日の医療費については、初診料等も含めて全て公費となりますか。**

A：初診料や院内トリージ料等については、陽性の確定診断の前に発生する費用となるため、公費となりません。なお、その後、療養期間中に再度受診をした場合（確定診断をした医療機関とは別の医療機関を受診した場合も含む）には、既に確定診断がされているため、再診料や院内トリージ料も含めて、公費の対象となります。

**Q：自分で検査キット等を用いて検査をして陽性反応が出た後に、医療機関を受診した場合は、初診料等も含めて全て公費となりますか。**

A：自分で検査キット等を用いて検査をして陽性反応が出ただけでは、感染症法上の陽性患者とはならず、初診料や院内トリージ料等は公費となりません。医療機関を受診し陽性の確定診断を受けて以降に実施された医療が公費の対象となります。（電話診療・オンライン診療等も同様）

※なお、自分で検査キット等を用いて検査をして陽性反応が出た後に、陽性者登録窓口に登録申請をし、登録完了して陽性者管理番号の通知メールが届いた以降に医療機関を受診した場合は、初診料や院内トリージ料等も含め公費となります。（発生届出対象外の方の場合）

**Q：検査センターで検査を受けて陽性反応が出た後に、医療機関を受診した場合は、初診料等も含めて全て公費となりますか。**

A：検査センターで検査をして陽性反応が出ただけでは、感染症法上の陽性患者とはならず、初診料や院内トリージ料等は公費となりません。医療機関を受診し陽性の確定診断を受けて以降に実施された医療が公費の対象となります。（電話診療・オンライン診療等も同様）

※なお、検査センターで検査をして陽性反応が出た後に、陽性者登録窓口に登録申請をし、登録完了して陽性者管理番号の通知メールが届いた以降に医療機関を受診した場合は、初診料や院内トリージ料等も含め公費となります。（発生届出対象外の方の場合）

**Q：海外で新型コロナウイルス感染症に感染し、現地の医療機関を受診した際の医療費は公費の対象となりますか。**

A：海外での医療費については公費となりません。

**Q：療養期間終了後、咳やのどの痛み、発熱等の症状が出て、医療機関を受診した場合、その医療費は公費となりますか。**

A：療養期間終了後の医療費については公費となりません。

よくある質問（医療機関向け）

**Q：受診にきた患者が、陽性者登録窓口で登録申請が済んでいるとメール画面をご提出され確認したところ、メール画面には陽性者管理番号の記載がない場合は、公費での診療としていいのか。**

A：セルフテストにて陽性反応が確認された発生届対象外の方の場合、陽性者登録窓口申請フォームを入力すると、陽性者管理番号の記載がない受付完了メールが送付されます。その後審査を経た上で登録が完了すると、「陽性者管理番号」がメールにて送付されます。

審査を経て登録が完了し、陽性者管理番号が付与された後に医療機関を受診した場合は、初診料を含め全額公費となりますが、陽性者管理番号が付与されるまでに医療機関等で受診した医療費に関しましては未登録者と同様に※コロナ診断以降の医療費が公費負担の対象となります。（※コロナ診断以降に実施された投薬料等の医療費は公費負担の対象となりますが、コロナ診断前の初診料等については公費対象とはならず患者の自己負担となります。）

**Q：陽性者登録窓口に登録された患者を診療した際に、レセプトにその患者の陽性者管理番号を記載する必要はありますか。**

A：レセプトへの記載は義務ではありませんが、参考に記載していただくことは問題ありません。

**Q:他の都道府県にお住まいの患者を診療した場合、公費負担者番号については、どちらの番号を使用したらいいですか。**

A：医療機関等の所在地に応じて該当する公費負担者番号を使用することになっていますので、神奈川県内の医療機関であれば、患者の住所に関係なく、「28140606」を使用してください。